

行方市いじめ防止基本方針
(第三訂)



令和4年3月
(令和5年1月 一部改訂)

行方市

はじめに	-----	1
第1章 いじめの防止のための対策の基本的な考え方	-----	2
1	いじめの定義	2
2	いじめ防止等の対策に関する基本理念	2
3	行方市いじめ防止基本方針策定の目的	2
4	いじめ防止に向けた方針 (市、学校、家庭、児童生徒、地域・関係機関の役割)	2
第2章 いじめの防止等のための行方市の取組	-----	4
1	行方市いじめ問題対策連絡協議会の設置	4
2	行方市いじめ問題専門委員会の設置	4
3	行方市いじめ問題再調査委員会の設置	5
4	教育委員会の取組	5
	(1) いじめ防止・早期発見に関すること	
	(2) いじめへの対応に関すること	
5	その他の事項	6
第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策	-----	6
1	学校いじめ防止基本方針策定への考え方	7
2	学校の組織づくりに向けて	7
3	学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	7
	(1) いじめの未然防止	
	ア 道徳教育、人権教育の充実	
	イ 心の居場所となり絆づくりのできる学級経営の充実	
	ウ 分かる授業づくりの充実	
	エ 児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動の充実	
	オ 教育相談と個別面談	
	カ 情報モラル教育の推進	
	(2) 早期発見と積極的な認知	
	ア 組織的な情報共有と教職員の連携	
	イ アンケート調査	
	ウ 保護者との連携	
	エ 相談窓口の周知	
	(3) いじめに対する措置	
	ア 被害児童生徒の保護	
	イ 実態の把握	
	ウ 加害児童生徒への対応	
	エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応	

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応	
(5) 関係機関との連携	
ア 関係機関	
イ 学校以外の団体等との連携	
ウ その他	
(6) いじめの解消	
ア いじめに係る行為が止んでいること	
イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと	
(7) 教職員研修の充実	
4 家庭の役割	11
(1) 保護者の責務	
(2) 未然防止と早期発見	
(3) 早期解消に向けた取組	
5 地域の役割	12
(1) 未然防止に向けた取組	
(2) 早期対応に向けた取組	
第4章 重大事態への対処 -----	12
1 重大事態の発見と調査	12
(1) 重大事態の意味	
(2) 重大事態の報告	
(3) 調査の趣旨及び調査主体	
(4) 調査を行うための組織	
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	
ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合	
イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合	
(6) 自殺の背景調査における留意事項	
(7) その他の留意事項	
(8) 調査結果の提供及び報告	
ア いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供	
イ 調査結果の報告	
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	16
(1) 再調査	
(2) 再調査を行う機関の設置	
(3) 再調査の結果を踏まえた措置等	
○ 重体事態発生時の対応の流れ	17
○ 事実関係を明確にするための調査	18

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

また、いじめは、どの児童生徒にも、どの学校や集団にも起こり得る問題でもあることから、私たちはこのことをきちんと認識し、いじめは決して許される行為ではないという姿勢の下、いじめの芽を早期に摘み、いじめを発見したときには積極的かつ真摯に関わっていく必要があります。

行方市は、いじめ防止対策推進法および国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等に向けた対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成29年9月に行方市立学校を対象とした『行方市いじめ防止基本方針』を策定し、さらに、平成30年7月に第二訂を作成しました。

これまで、本基本方針に基づき、全ての児童生徒の健全育成といじめのない社会の実現を柱として、いじめの防止等の取り組みを市全体で効果的かつ円滑に進めてまいりました。

しかし現在、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、私たちを取り巻く社会環境が大きく変化したことに伴い、人々の生き方や価値観も変化しつつあります。また、近年、SNSの普及によりいじめの様相が多様化・複雑化しており、今後、ますます情報化が伸展していく中で、それらへの対応を含めた児童生徒の規範意識や社会性の育成・向上が課題となっています。そこで、このたび、これらの変化に対応し、家庭、地域、関係機関等との連携や学校の組織としての対応力の強化を図るため、本基本方針の見直しを行い、ここに第三訂を作成しました。

いじめを防止するためには、学校、家庭、地域社会及び関係機関との連携が不可欠であり、いじめを含む子どもたちのSOSのサインに無自覚、鈍感であってはなりません。

今後とも本基本方針に基づき、いじめの早期発見・対応はもとより、重大事態等にも迅速かつ適切に対処できる体制を確立するなど、いじめの防止等に努め、児童生徒が安心して生活し、学ぶことのできる環境づくりに全力を尽くしてまいりますので、引き続き、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和4年3月

行方市長 鈴木 周也

第1章 いじめの防止のための対策の基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」（法第2条第1項）をいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

2 いじめ防止等の対策に関する基本理念

すべての児童生徒は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童生徒が健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

児童生徒は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、児童生徒は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童生徒の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童生徒の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童生徒にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次のとおり示す。

- (1) いじめは、どの集団でも、どの学校においても、どの児童生徒にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童生徒や特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童生徒の健全育成を図り、いじめのない児童生徒社会を実現するためには、学校、家庭、地域などにおいて、市民がそれぞれの役目を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 児童生徒は、自らが安心して心豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない児童生徒社会の実現に努める。

3 行方市いじめ防止基本方針策定の目的

行方市基本方針は、上記の基本理念のもと、いじめの問題への対策を、市民それぞれが役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながら広く社会全体で進め、法に規定されたいじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とする。

4 いじめ防止に向けた方針

児童生徒のいじめを防止するためには、社会全体がいじめの起きない環境づくりに努

めるとともに、いじめを察知した場合には適切に指導することが重要である。その実現のために、市全体で児童生徒の健やかな成長を支え、見守る必要がある。

市として

- (1) いじめの防止に関する基本的な方針を定め、これに基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を総合的に策定し実施する。
- (2) いじめの予防及び早期発見その他のいじめの防止、いじめを受けた児童生徒に対する適切な支援、いじめを行った者等に対する適切な指導を行うため、いじめに関する相談体制の充実、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の強化、その他必要な体制の整備に努める。
- (3) 学校におけるいじめの実態の把握に努めるとともに、いじめに関する報告を受けたときは、適切かつ迅速に必要な措置を講じる。
- (4) 児童生徒が安心して心豊かに生活できるよう、いじめ防止に向けて必要な啓発活動を行う。

学校として

- (1) あらゆる教育活動を通じ、児童生徒が、安心して、心豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 児童生徒が主体となっていじめのない児童生徒社会を形成するという意識を育む。また、発達段階に応じて、児童生徒がいじめを防止する取組を実践できるよう指導・支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童生徒にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合には早期に解決できるよう、保護者、地域及び関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童生徒一人一人の状況の把握に努める。

家庭（保護者）として

- (1) どの児童生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努める。また、日頃から児童生徒の話に耳を傾け、いじめ被害など悩みがある場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 児童生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など、児童生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し、互いが補完し合いながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見した時、又は、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談又は連絡をする。

児童生徒として

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思い

やりの心をもち、互いに認め合い、支え合う主体的な活動に努める。

- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけたりなどするとともに、周囲の大人などに積極的に相談する。

地域（市民）・関係機関

- (1) 市民は、行方市の児童生徒が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- (2) 児童生徒の成長、生活に関心をもち、いじめの兆候等が感じられるときは、関係する保護者、学校、関係機関等に積極的に情報を提供すると共に、連携していじめの防止に努める。
- (3) 市民は、地域行事等で児童生徒が主体性をもって参加できるよう配慮する。
- (4) 児童生徒たちの健全育成に関わる諸機関は、その役割を認識し、児童生徒が健やかに成長することを願い、相互に連携し、いじめの根絶に努める。

第2章 いじめの防止等のための行方市の取組

市は、行方市基本方針に基づき、いじめの防止のための対策を総合的に策定し推進する。また、これらに必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

具体的には、いじめの防止のために以下の事について推進する。

- ・学校、家庭、地域、関係機関及び民間団体等との連携の強化
- ・教職員の資質の向上
- ・保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット等によるいじめの監視及び防止に向けた児童生徒等への啓発活動
- ・いじめの防止のために必要な調査研究、検証及びその成果の公表
- ・いじめに係る相談制度又は救済制度等についての広報及び啓発活動
- ・学校、家庭、地域が組織的に連携・協働する体制の構築

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供の際に取得した個人情報の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

1 行方市いじめ問題対策連絡協議会の設置

市は、法第14条第1項に基づき、いじめ防止等に関して関係機関との連携強化を図るため、学校、行方市教育委員会（以下、「教育委員会」という。）、児童相談所、法務局及び警察その他の関係者により構成される「行方市いじめ問題対策連絡協議会」（以下、「連絡協議会」という。）を設置する。

2 行方市いじめ問題専門委員会の設置 ※ 「第4章 重大事態への対処」参照

教育委員会は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、行方市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、「行方市いじめ問題専門委員会（以下、「専門委員会」という。）」を設置する。

この専門委員会は、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 行方市いじめ問題再調査委員会の設置 ※ 「第4章 重大事態への対処」参照

市長は、法第30条第2項に規定する市長の附属機関として、行方市いじめ問題再調査委員会（以下、「再調査委員会」という。）を設置する。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の結果について調査を行う。委員5人以内で組織し、法律、医療、教育、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

4 教育委員会の取組

(1) いじめ防止・早期発見に関すること

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する資質能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じて人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

イ いじめの防止に資する活動であって、行方市立学校に在籍する児童生徒が自主的に行う活動への支援、行方市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員に対していじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発を推進する。

ウ 児童生徒をいじめから守り、市全体でいじめの防止に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、4月と9月を「いじめ防止啓発月間」とする。

- ・学校いじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という。）と校内連絡体制の確認
- ・学校間の連携
- ・教育相談体制の充実
- ・保護者との連携や地域への啓発等

エ いじめを早期に発見するため、行方市立学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査等の必要な措置を講ずる。

- ・いじめの実態調査（少なくとも2か月に1度実施）

オ 行方市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者、並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（茨城県教育委員会）、子どもホットライン（茨城県教育委員会）、いばらき子どもSNS相談（茨城県教育委員会）、24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）による教育相談等の周知を図る。

カ 行方市立学校の教職員に対し、いじめの防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

- ・『いじめの早期発見・早期対応のために』（行方市教育委員会 平成29年9月二訂）を活用した教職員への研修

キ 行方市立学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、インターネット等を通じて行われるいじめへの防止と効果的な対処ができるよう、資料等を配布するなど、関係機関と連携して必要な啓発活動を実施する。

(2) いじめへの対応に関すること

ア いじめに対する措置

- ・教育委員会は、法第23条第2項の規定により学校から報告を受けたときは、必要に応じて、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。
- ・教育委員会は、学校からの報告を受けて、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和22年法律第26号）第35条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）の規定に基づき当該児童生徒の出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童生徒その他の児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずる。

イ 学校への指導及び警察への相談・通報による対応

- ・いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するために必要な措置を講じる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組むよう指導・助言する。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮したうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応を取ることが必要であることを学校に指導・助言する。（「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」平成25年6月1日の活用）

5 その他の事項

本市は、当該基本方針の不断の見直しを検討し、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、法第13条の規定に基づいて基本方針を策定し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に、また、さらに組織的に対応を行うため、法第22条に基づき、当該校の複数の教職員を中心にいじめ防止等の対策のための組織（以下、「いじめ防止対策委員会」という。）を構成する。この組織を中核として、校長の強力なリーダーシップの下、教職員的一致協力した体制を確立し、教育委員会と適切な連携を図りながら、学校の実情に応じた対策を推進する。

1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方

各学校は、国の基本方針、行方市基本方針を参酌し、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実などの内容等を盛り込み、「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）を定める。策定した学校基本方針については、学校のウェブページ等で公開する。

- (1) 学校基本方針を策定するに当たっては、検討する段階から保護者や地域の参画を促し、策定後の学校の円滑な取組を進める。
- (2) 児童生徒とともに、学校全体でいじめ防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れた活動の実施等、児童生徒たちの主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- (3) より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかを、いじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すことを明記する。

2 学校の組織づくりに向けて

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「校内いじめ防止対策委員会」を組織する。日頃からいじめの問題等、児童生徒指導上の課題に対応するための組織として位置付けている「企画会議」や「生徒指導部会」等、既存の組織を活用することは、法の趣旨に合致するものである。必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部の専門家の参加を求めることも有効である。

「校内いじめ防止対策委員会」の役割は、以下のことが考えられる。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成に中核となる役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いがある情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、これらを共有する役割
- ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割など

また、当該組織は、学校基本方針の策定や見直し、各学校で定めた取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて計画の見直しなど、各学校のいじめ防止等の取組について、PDCAサイクルで検証を担う役割が期待される。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、学校は、いじめの未然防止に向けて、児童生徒にとって学校・学級が心の居場所となり絆づくりのできる場所となるようにし、児童生徒がいじめに向かわないための指導を行う。

ア 道徳教育、人権教育の充実

道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切に作る心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むこと、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などを育成するとともに、人権感覚を養うなど人権教育の充実を図る。

イ 心の居場所となり絆づくりのできる学級経営の充実

学級が児童生徒にとって安心でき、自己存在感や充実感を感じられる心の居場所となり、児童生徒自らが互いに認め合い、助け合い、学び合うことにより絆づくりのできる学級経営をする。

なお、教職員の言動等が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方にも細心の注意を払う必要がある。

ウ 分かる授業づくりの充実

すべての児童生徒にとって活躍の場があり、個別最適な学びと協働的な学びによる分かる授業を実践する。

- ・個別最適な学びと協働的な学びの推進
- ・児童生徒主体の授業実践
- ・個に応じた指導の充実

エ 児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動の充実

児童会活動、生徒会活動、学校行事及び部活動の中で、すべての児童生徒が活躍できる場面や役割を設定し、児童生徒が他の児童生徒から認められる体験をもつことによって、自己有用感を高める。

また、体験活動やボランティア活動等を通して、自分を律していく力と判断していく力を身に付け、児童生徒の規範意識を高める。

オ 教育相談と個別面談

いじめの問題が深刻になる前に、いじめを認知し適切な対応がとれるよう、日頃から児童生徒と接する機会を多くもち、児童生徒が教職員と相談しやすい関係を構築したり、「SOSの出し方に関する教育」を推進したりする。

また、アンケート調査や定期的な個別面談の際にも、児童生徒自身だけでなく、他の児童生徒がいじめの被害を受けていないか等、丁寧に対応する。

さらに、自分の気持ちを言葉にして表現できない児童生徒も考慮し、必要に応じてスクールカウンセラー等を活用することにより、教育相談体制を整える。

カ 情報モラル教育の推進

発達段階に応じた体系的な情報モラル教育を推進し、心の発達段階や知識の習得、理解の度合いに応じた適切な指導を繰り返し行う。

- ・行方市立学校児童生徒用タブレット型パソコンの取扱い等に関する基本方針
- ・行方市持ち帰りタブレットPC活用のルール（児童生徒用）
- ・「情報モラル」チェックシート（児童生徒用、家庭用、教職員用）

(2) 早期発見と積極的な認知

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知すること

が必要である。

ア 組織的な情報共有と教職員の連携

児童生徒の変化や小さなサインを感じ取り、教職員間で情報を共有し、組織として対応する。

イ アンケート調査

いじめに関するアンケート調査を定期的（少なくとも2か月に1度実施）に行い、いじめの早期発見に努める。

- ・アンケート後は、内容に応じて教育相談を行う。
- ・アンケート結果は、組織で確認をし、その後の対応を検討する。
- ・アンケートに限らず、いじめに関する記録は少なくとも5年間は保存する。

ウ 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を、必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密することによって、家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ気軽に相談してもらえる関係づくりに努める。

エ 相談窓口の周知

いじめの相談については、保健室や相談室の利用のほか、茨城県いじめ・体罰解消サポートセンター（茨城県教育委員会）、子どもホットライン（茨城県教育委員会）、いばらき子どもSNS相談（茨城県教育委員会）、24時間子供SOSダイヤル（文部科学省）など、各種相談窓口を保護者へ周知する。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、校内いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

ア 被害児童生徒の保護

いじめの行為を確認した場合、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害児童生徒の状態に合わせた継続的な心のケアを行う。

イ 実態の把握

被害児童生徒、加害児童生徒及び周辺の児童生徒から十分に話を聴き、いじめの事実を確認する。また、アンケート調査等を実施し、速やかに実態の把握を行う。

学校だけでは解決が困難な場合、事案に応じた専門機関等と連携し、解消に向けた対応を図るとともに、把握した事実を教育委員会に報告する。

ウ 加害児童生徒への対応

加害児童生徒に対しては、いじめをやめさせ、毅然とした姿勢で指導する一方、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう継続的な指導及び支援を行う。

また、加害児童生徒の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、被害児童生徒やその保護者への対応に関して必要な助言を行う等、協力して対応する。

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

児童生徒がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダーに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。

こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局等の協力を求める。

(4) 特に配慮が必要な児童生徒への対応

学校は日常的に、当該児童生徒等の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童生徒

イ 海外から帰国した児童生徒や外国籍の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒

エ 上記に限らず、学校として配慮が必要と認める児童生徒

(5) 関係機関との連携

ア 関係機関

いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に連絡して、被害児童生徒を守る。その際、教育的配慮のもと、被害者の意向にも配慮した上で警察に相談・連絡し、対応する（「児童生徒の健全育成に関する警察と学校との連絡制度」平成25年6月1日の活用）。その他、児童相談所、法務局等に相談する。

イ 学校以外の団体等との連携

塾や社会教育関係団体等、学校以外の場で起きたいじめの連絡を受けた場合、その団体等の責任者と児童生徒が在籍する学校が連携して対応する。

ウ その他

いじめに係る児童生徒が複数の学校に及ぶ等の場合、関係する学校が連携していじめの問題に対応する。

(6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることができない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は校内いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。その時点で、行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視するものとする。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。心身の苦痛を感じていないかどうかについては、被害児童生徒本人及びその保護者に対し面談等により

確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。校内いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(7) 教職員研修の充実

いじめの問題に対する理解を深め、いじめの防止等を図るため、学校内における教職員の研修の充実を図る。

ア 実践的研修を行い、いじめの未然防止、早期発見、早期解消等に向けた技能の習得、向上を図る。

イ 事例研究を通して、いじめの具体的な対応方法の共通理解を深める。特に、教職員が一人で抱え込まず、組織で対応するという共通認識を図る。併せて、同種の内いじめの再発を防止する。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対応するため、絶えず最新のインターネット環境等に関する研修を行い、教職員全体の徹底した情報モラルへの理解を深める。

4 家庭の役割

市では、以下の事項について様々な機会を通じて、保護者等への広報啓発活動を実施し、いじめの防止等について支援する。

(1) 保護者の責務

ア 子供の話に耳を傾け、子供の良さを認めるなどして、子供の理解に努める。

イ 学校と日頃から連絡を取り合うとともに、授業参観や学級懇談、家庭教育学級等の機会を利用しながら、子供の学校生活の把握に努める。

ウ 国、県、学校や地域社会等が講じるいじめ防止等のための取組に協力する。

エ 情報モラルの理解に努め、子供のインターネット利用の社会的ルールやマナーなどを身に付けられるよう努める。

(2) 未然防止と早期発見

ア 子供の話に耳を傾け、「認める」、「ほめる」、「しかる」ことを通して、子供に決まりを守るなどの「規範意識」を身に付けるように努める。

イ 家庭教育学級等に参加しながら、子供をどのように教育していけばよいのかについての学習に努める。

ウ 子供のささいな変化を見逃さず、困っている様子があれば、子供の話に真剣に耳を傾け、いじめの未然防止や早期発見に努める。その際、事実関係を冷静に判断し、必要がある場合、学校や専門機関に相談する。

エ 子供のスマートフォンやゲーム機等の使用については、家庭で約束事を決めると

ともに、インターネットを通じて行われるいじめの被害を受けていないか、又は誹謗中傷等の書き込みを行っていないかなどについての確認を定期的に行う。

(3) 早期解消に向けた取組

ア 子供がいじめを受けた場合、身体の安全を確保するとともに、学校と協力していじめの解消を図る。

イ 子供がいじめをした場合、その行為をやめさせるとともに、速やかに学校へ相談する。

ウ 子供を通して、いじめの情報を把握した場合、子供のいじめとの関わりを確認するとともに、速やかに学校へ連絡、相談する。

5 地域の役割

市では、以下の事項について様々な機会を活用して、市民へ周知、啓発を図る。

(1) 未然防止に向けた取組

ア 地域と学校とが互いの情報を共有したり、それぞれの活動に協力したりすることを通して、常に連携を図るよう努める。

イ 地域は、民生委員、児童委員、青少年相談員等を活用し、児童生徒の社会性や協調性、規範意識や人を思いやる心を育てるために、地域の行事や体験活動への参加を促すなど、様々な交流や体験を通して、児童生徒同士、又は児童生徒と地域住民との心の結び付きを深める環境づくりを推進する。

(2) 早期対応に向けた取組

ア 地域の住民は、地域においていじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、当該児童生徒に声掛けを行う等をして様子を見るとともに、教育委員会又は最寄りの学校へ連絡することを努める。

イ 民生委員、児童委員、青少年相談員等は、地域においていじめの発見に積極的に取り組み、いじめ又はいじめと疑われる行為を認めた場合、教育委員会及び学校と協力して対応する。

第4章 重大事態への対応

1 重大事態の発見と調査

(1) 重大事態の意味

法第28条第1項第1・2号にいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」、あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は教育委員会は、「いじめの重大事態対応マニュアル」（平成31年1月 茨城県教育委員会）に基づき、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで、重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な成果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の学校又は教育委員会による調査と並行して、市長による調査を実施することも想定しうる。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、調査主体相互が密接な連携をし、適切な役割分担を図る必要がある。例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を学校又は教育委員会が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を市長による調査として実施することなどが考えられる。

(4) 調査を行うための組織

教育委員会は法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携の下に、行方市立学校におけるいじめ防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として、専門委員会を設置する。専門委員会は委員10人以内で組織し、法律、医療、教育、心理、福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ頃、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校として、また教職員一人一人がどのように対応したかなどの事実

関係を、可能な限り網羅的に確認することである。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図るためのものである。

ア いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聞き取りが可能な場合、当該児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聞き取り調査を行うことなどが考えられる。この際、いじめられた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施であることが必要である。例えば、アンケート用紙の使用に当たり個別の事実が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなどである。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして対応にあたる必要がある。

イ いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成23年7月 児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情をもつことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は教育委員会は、遺族に対して、在校生へのアンケート調査や一斉聞き取り調査を含む詳しい調査実施を提案する。

- 詳しい調査を行うに当たり、学校又は教育委員会は、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておくことが必要である。
- 調査を行う組織については、市設置の「いじめ問題対策連絡協議会」の会長が、専門委員会の委員又は事案に応じて適任と思われる委員を選出し、いじめ問題の調査のための専門委員会の委員として充てることができる。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約のもとで、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、特定の資料や情報にのみ依拠することなく客観的・総合的に分析評価を行うよう努める。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- 学校が調査を行う場合においては、教育委員会は情報の提供について、必要な指導・支援を行うこととされており、教育委員会の適切な対応が求められる。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。
- 亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、児童生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする必要がある。

(7) その他の留意事項

法第23条第2項においても、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとされ、学校において、いじめの事実の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、法第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、法第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うこともありうる。ただし、法第23条第2項による措置において事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

事案の重大性を踏まえ、教育委員会は、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒の就学する学校の指定変更や区域外就学等、いじめられた児童生徒の支援のための弾力的な対応を検討する。

(8) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及び保護者への適切な情報提供

学校又は教育委員会は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校又は教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

イ 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記 1(8)イの報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、教育委員会等による調査同様、再調査の主体は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、再調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査を行う機関の設置

市長は、法第30条第2項に規定する市長の附属機関として、再調査委員会を設置する。再調査委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査の結果について調査を行う。委員10人以内で組織し、法律、医療、教育、心理、福祉等に関し専門的な知識及び経験を有する者のうちから市長が委嘱する。当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、指導主事や学校課題解決支援事業の専門家の派遣による重点的な支援、児童生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の配置などの支援を行う。

また、再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。内容については個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

○ 重大事態発生時の対応の流れ

いじめの認知

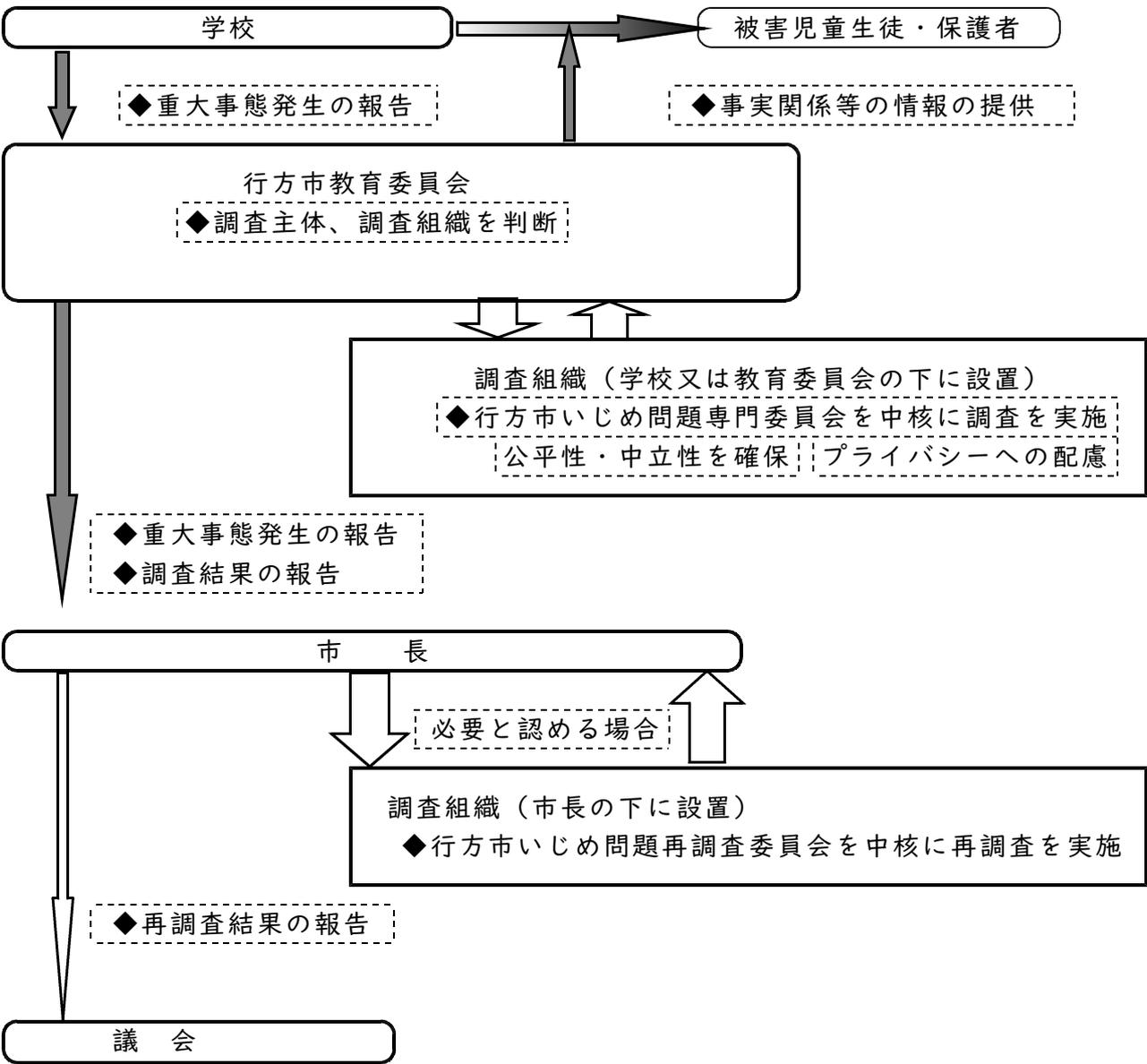
学校 「いじめ防止対策委員会」を中核として、組織的に対応する。

市 「行方市いじめ問題対策連絡協議会」を中核として対応する。

↓ ↓ 【これらの組織が中核となって行うこと】

- いじめの情報の収集と記録
- いじめの情報の迅速な共有
- 関係のある児童生徒への事実関係の聴取
- 指導や支援の体制・対応方針の決定
- 保護者との連携

重大事態発生



○ 事実関係を明確にするための調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、

- いつ頃から
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

(1) いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
- 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。

この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

- いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
- いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性をふまえて、教育委員会の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。

(2) いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

- いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。
- 調査方法として、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査などが考えられる。